

## 2013年9月市議会一般質問（案）

2013年9月4日現在

21番 日本共産党 福間 健治

21番 日本共産党の福間健治です。通告に基づき、4項目について質問します。

### 1、 社会保障と税の「一体改革」について

社会保障制度改革国民会議最終報告について質問します。

社会保障制度改革国民会議は、昨年8月に自民・公明・民主の3党が強行した消費税増税・社会保障「一体改革」関連法の一つで、社会保障制度改革推進法に基づき設置されたものです。

推進法は、「自助」を社会保障の基本にする「自己責任」原則を打ち出し、社会保障への国の責任を後退される方針を盛り込みました。国と地方の社会保障を大幅に押さえ込む組むことを狙ったものです。

8月6日、社会保障制度改革国民会議が安倍首相に提出した最終報告書は、医療・介護を中心に負担増と給付削減を鮮明にした重大な内容となっています。消費税増税で負担を強いられる国民に「痛み」の追い討ちをかける改悪は、社会保障制度そのものに対する国民の不安と不信を高める結果しかもたらしません。

たとえば、70歳～74歳の高齢者医療費窓口負担増は、決して医療費削減にはつながりません。負担増により受診を控えた高齢者は早期発見・早期治療の機会が失われ、重症化がすすみ、かえって医療費が高騰する危険があります。

介護保険で「軽度」といわれる要支援者を介護サービスから切り離す方針は、高齢者を介護しているまだまだ働き盛りの現役世代が家族を介護するために仕事をやめる「介護離職者」を激増させかねません。

負担増と給付削減の「一体改革」路線では、社会保障の再建・充実は不可能だと考えますが、見解を求めます。

## 2、生活保護基準と市民生活について

### (1) 生活保護基準引き下げについて

2013年度政府予算で、生活扶助は、2013年～2015年の3ヶ年で、段階的に670億円、(最大で10%、予算規模で6・5%)も引き下げ、下げ幅の87%にあたる580億円が「物価下落」口実にしたものです。「結論先ありき」の引き下げであると言わざるをえません。生活保護基準の引き下げは、8月から実施されました。100%近い世帯に影響し、多人数世帯、子育て世帯で減額幅が大きくなります。受給者からは「病気のため生活保護をうけるようになったが、生活保護がなくなれば生活していけません。切り詰めた生活をこれ以上厳しくしないでください」「食費を切り詰め、ガス代節約のため冬でもシャワーで我慢。電気代節約のためクーラーも使えません。」「今の生活はぎりぎり、親兄弟・親戚の冠婚葬祭の費用がだせで。肩身の狭い思いをしています。」などの切実な声と怒りが広がっています。生活保護世帯の暮らしを直撃しています。文化的な最低限度の生活を保障すべき、生活保護基準の引き下げについてどのように考えているのか。見解を求めます。

### (2) 市民生活への影響について

①生活保護基準は、最低賃金に影響をあたえるだけでなく、最低保障年金をめぐる年金額にも影響します。課税最低限や保険料の減免制度との関連が強く、就学援助の認定を定める際にも用いられています。それは、国民の最低生活を守る岩盤として、社会保障制度の「要」となっています。生活保護基準引き下げによる市民生活への影響についてどのような認識をお持ちでしょうか。見解を求めます。

## ②税制への影響はどうか。

ご承知のように、住民税の非課税限度額は、生活保護基準を勘案して定めています。2004年に生活扶助基準を0・2%引き下げ、2005年に多人数世帯（4人以上）の基準を引き下げました。これをうけて住民税非課税基準は2005年、2006年に連続して引き下げられました。このことにより住民税ゼロ世帯が課税世帯となり、新たな住民税の負担を強いられました。

今回の生活保護基準引き下げで、25年度は影響はないが、26年以降の税制改正において対応するとしています。これ以上の課税強化はさけるべきだと考えますが、見解を求めます。

## ③福祉・医療制度への影響はどうか。

生活保護基準の引き下げで、市民税課税最低限が引き下げられることになれば各種の福祉・医療制度に影響を及ぼします。たとえば、保育所保育料の場合、住民税が非課税のときは保育料は国基準で3歳未満は、9000円ですが、課税になると19,500円になります。保護基準の引き下げで、生活保護が停止・廃止されると無料だった保育料が有料になります。

入院などで費用がかかったときに活用できる高額療養費制度は非課税のときは自己負担限度額の上限は35,400円ですが、課税になると「一般」となり80,100円となります。生活保護基準引き下げによる住民税非課税基準の引き下げで、各種福祉・医療制度へも重大な影響を及ぼしかねません。どのように考えているのか見解を求めます。

## ④就学援助への影響はどうか。

憲法26条では「義務教育はこれを無償とする」と定めていますが、授業料と教科書だけが無償で、完全無償制は実現されていません。したがって、学用品、給食費、修学旅行費などの支払いが滞ると就学になにかと困難をきたす可能性がでてきます。そのため学校教育法19条では「経済的理由によって、就

学困難と認める学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と定めています。生活保護基準の引き下げは、援助が必要な世帯の排除につながることを懸念されますが、どのように受け止めているのでしょうか。見解を求めます。

### ⑤最低賃金への影響はどうか。

最低賃金法は、2007年改正で「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と生存権保障としての生活保護と最低賃金との整合性が明記されました。その後、08年からは、生活保護基準との乖離額が示され、いわゆる生活保護基準との「逆転現象」の解消が問題となってきました。しかし生活保護基準の引き下げは、最低賃金引き上げの理由を失わせ、その引き上げが困難になります。その結果、若年単身者を中心として低賃金・不安定雇用層の賃金引き上げが困難となり、これが「重石」となって、正規労働者、職員の賃金引き下げ作用を強めることとなります。この影響について、どのような認識をお持ちでしょうか。見解を求めます。

## 3、場外舟券売り場（ミニポートピア）について

報道によれば、7月31日、大分市中央町のパチンコ店を運営する関連会社「海遊」と中央町自治会、同町商店街振興組合は、店を改修してボートレースの場外舟券売り場（ミニポートピア）を設置することについて、釘宮市長の同意を求める要望書を提出しています。市長の同意や議会の反対決議がないことが、国の設置許可を得るための条件となっているからです。

わが党は、施設開設によって①何よりも青少年の健全育成へ与える悪影響。②暴力団の介在、のみ行為の横行。③風紀の乱れ、家族ぐるみの不幸、予期せぬ事件発生。④交通渋滞。などの懸念を指摘してきました。競艇や競馬は

健全なスポーツとして発展させるべきだと考えています。ミニボートピアはギャンブルそのものであります。

市長は8月26日の定例記者会見で「中央通は市民共有の財産。市全体の将来像にわたる問題としてとらえ、慎重に総合的な判断をしたい」と述べています。「慎重に総合的な判断をしたい」という考え方について見解を求めます。

#### 4、街路の歩道灯について

国道10号、別大国道は6車線化し、スムーズな運行、渋滞解消に寄与していますが、街灯は交差点部分にしかありません。歩道は立派になりましたが、歩道灯はひとつもなく、冬場の夜などは真っ暗で、通学・通勤に不安の声が上がっています。また国道197号の坂ノ市の弧線橋には街灯がありますが、その前後には歩道灯がなく、歩行者や自転車の通行時、安全を確保できない状況にあります。国道・県道・市道の危険度の高いところから街路の歩道灯設置が必要と考えますが、見解を求めます。